

4-2. 自動車線維持機能の対象拡大に関する要件について（UN-R157）

- 適用範囲
 - 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）。
- 概要
 - 「高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に関する協定規則（第157号）」の適用車種拡大（乗用車から大型車（バス・トラック）に係る補足改訂が、令和3年11月の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。
 - 従来の乗用車等に加え、その対象を大型車にまで拡大する。
- 改正時期（予定）： 令和4年6月下旬
- 適用時期（予定）： 新 型 車：令和4年7月1日



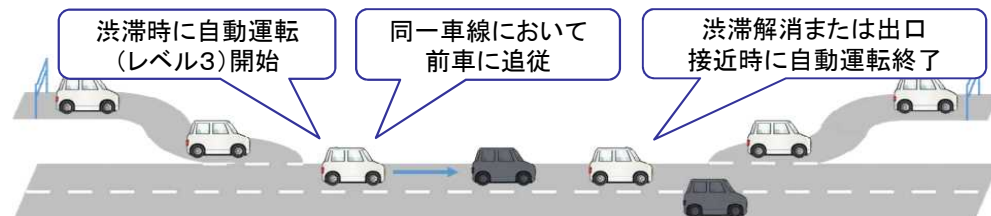
高速道路等における自動運転に係る国際基準(UNR157)の適用拡大について

背景・経緯等

- ✓ 乗用車の高速道路の同一車線における時速60km以下の自動運転システム（低速ALKS）の国際基準が2020年6月に成立。
- ✓ 2021年11月の国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、基準の対象を乗用車から大型車（バス・トラック）にまで拡大する国連規則（第157号）の改正案が合意された。
- ✓ 今般、同規則に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の改正を行う。

自動運転システム（低速ALKS）の対象拡大

【レベル3】 高速道路での乗用車自動運転基準（60km/h以下での車線維持）



乗用車

適用対象の拡大



バス



小・中型トラック



大型トラック

対象車・適用予定日

- 乗用車等
- バス
- トラック

※赤字が今回の追加対象

新型車

令和4年（2022年）7月1日